

「はかり」を使用されている皆様へ

～正しい「はかり」が、取引の信頼・信用を支えます～

商品の値段を「はかり」を使って決めている場合、その「はかり」は「取引」(*)に使用していることになります。

「取引」に使用する「はかり」については、以下の事項を守らなければなりません。適正な取引を行う上で、とても重要となりますので、ご注意ください。

■ 検定証印等 が付いていること

「取引」に使用する「はかり」は、「検定証印」又は「基準適合証印」が付いているものでなければなりません。

(計量法第16条)

これに違反すると、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金若しくはその両方が科せられます。

(計量法第172条)

検定証印等は、「はかり」が計量関係法令に定められた基準を満たし、適正な取引に使用できる証です。



はかりのどこかになければなりません



検定証印

又は



基準適合証印



よくある誤り

左の「家庭用計量器基準適合マーク」が付された「家庭用計量器」は「取引」には使用できませんので、ご注意ください。

■ 定期検査を受けていること

「取引」に使用している「はかり」は、2年毎に定期検査を受けなければなりません。

(計量法第19条)

これに違反すると、50万円以下の罰金が科せられます。

(計量法第173条)

なお、定期検査に合格した「はかり」には、「定期検査済証印」が付いた合格シールが貼られます。定期検査受検後、引き続き「はかり」を「取引」に使用する場合は、この「合格シール」が貼られていることを確認してください。

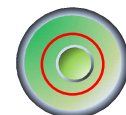


合格シール

■ 正しく使うこと(水平・ゼロ点)

正しい測定値を得るためには「はかり」を正しく使用することが大切です。計測を行う前に、以下のことを必ず確認してください。

- ・「はかり」が傾いていないか？
(はかりに付属する水平器で確認)
- ・「はかり」の表示値が「0」になっているか？
(ゼロ点の確認)



水平器



※「取引」とは、「有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為」とされています。(計量法第2条) 金銭の授受や報酬の有無に関わらず、商品の売買や貸借、運送や請負などを、業務として継続的に行うことをいいます。

定期検査を受けるまで

■ 事前調査

2年毎の定期検査の実施時期が近づくと、使用されている「はかり」の状況などについて、市町村 から調査があります。（計量法第22条）

■ 定期検査通知・受検

事前調査結果に基づいて、定期検査を受けなければならない「はかり」を使用されている方には「定期検査通知」が送付されます。通知の案内に従って定期検査を受検してください。

なお、案内された期日や会場で受検できない方は、「はかり」を設置している場所で、計量士が行う検査（これを「代検査」といいます（計量法第25条））を受けることもできます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

お 問 合 せ 先

このチラシの内容や、その他「はかり」についての不明な点等があれば、以下まで、お気軽にお問い合わせください。

奈良県工業振興センター 計量検定室
〒630-8031 奈良市柏木町129-1

TEL：0742-30-4705 FAX：0742-36-8517

★ただし、はかりを使用している場所が奈良市内の場合は、以下にお問い合わせください。

奈良市役所 産業政策課

TEL：0742-34-4741

正しく
はかりましょう



せんとかん